平成２６年（フ）第２８１号
京都市西京区桂朝日町142番地
債務者　水原景子こと　朴　　景子
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２８８号
京都市西京区樫原分田２番地３　第二大和荘103号
債務者　中西　慶一
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２８９号
京都市右京区花園木辻南町７番地32
債務者　八木　俊憲
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２９１号
京都市北区衣笠東開キ町10番地　正倉ハイツ602号室、前住所京都市北区衣笠東開キ町10番地　正倉ハイツ201
債務者　石田　裕一
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２９５号
京都市伏見区羽束師鴨川町311―15、住民票上の住所舞鶴市字公文名543番地２
債務者　山本　昌人
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４１号
兵庫県西宮市上田中町15番17号
債務者　宇川　拳弥
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１２１号
兵庫県西宮市高須町１丁目２番22―1208号
債務者　永峯　悦子
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２９号
鳥取県鳥取市気高町北浜３丁目28番地　シェルシー浜村Ｆ号
債務者　依藤　　博
1　決定年月日時　平成26年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２号
鳥取県西伯郡大山町御来屋857番地
債務者　倉田　恵美
1　決定年月日時　平成26年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第５４号
福岡県久留米市小森野２丁目２番２―201号
債務者　津川　和由
1　決定年月日時　平成26年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２８号
宮崎県日向市大字財光寺1095番地
債務者　三浦　　剛
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第２９号
宮崎県延岡市妙町597番地
債務者　太田　　勝
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第５２号
千葉県松戸市古ケ崎２丁目3184番地の６
債務者　金子佐智子
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第８２号
千葉県流山市大字東深井242番地の３　アンビルマンションＡ―302
債務者　門倉由美子
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第９号
島根県江津市嘉久志町イ579番地
債務者　平床　大輔
1　決定年月日時　平成26年４月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第４８号
徳島県美馬市美馬町字助松42番地６
債務者　南　　和惠
1　決定年月日時　平成26年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２６年（フ）第１２４号
福岡県遠賀郡岡垣町南高陽７番22号
債務者　高橋　光子
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第９号
福島県郡山市並木２丁目13番地の４　ジュネスＳＡＴＯ23―205号、前住所山形県山形市陣場１丁目９番41号　流石ハイツ201号
債務者　佐浦　　剛
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係